

○国立大学法人上越教育大学会計規則に定める会計機関の命免の 取扱い

(平成18年3月31日学長裁定)

(趣旨)

- 1 この取扱いは、国立大学法人上越教育大学会計規則（平成16年規則第16号。以下「規則」という。）第6条に定める会計機関の事務を担当する者（以下「責任者」という。）及び事務を代理する者（以下「責任者代理」という。）のうち、学長が命ずる者及び臨時に責任者の代理を命ずる場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(責任者等の任命事由)

- 2 学長は、会計機関の責任者又は責任者代理が次の各号に掲げる事由に該当するときは、当該会計機関の責任者又はその代理者を命ずるものとする。

(1) 規則第6条に規定する会計機関の責任者のうち学長が命ずる者が交替したとき。

(2) 規則第6条第2号に規定する出納役（出納員を含む）の責任者及び責任者代理の両者が終日不在となるときで、現金の収納を行うとき。

(責任者等の命免)

- 3 前項の規定による会計機関の責任者又はその事務を代理する者の命免は、第1号にあつては別記様式の会計機関命免簿により行うものとする。

付 記

この取扱いは、平成18年4月1日から実施する。

別記様式（第3項関係）

年 月 日

会 計 機 関 命 免 簿

国立大学法人上越教育大学長
印

- 1 あなたは，次のとおり国立大学法人上越教育大会計規則（平成16年規則第16号）第6条に規定する会計機関の事務を担当する者として，事務の範囲の欄に掲げる事務を処理することを命（免）じます。
- 2 あなたの会計機関の事務を担当する者としての義務及び責任は，国立大学法人上越教育大会計規則第56条に規定するところによります。
- 3 あなたは，これらのことを確認のうえ，押印してください。

任命する 会計機関名	発令年月日	所属・職名	氏 名	事務の範囲	印	備 考
摘 要						

別記第2号様式（第3項関係）

年 月 日

会 計 機 関 代 理 任 命 簿

国立大学法人上越教育大学長
印

- 1 あなたは、次のとおり国立大学法人上越教育大会計規則（平成16年規則第16号）第6条に規定する会計機関の事務を代理する者として、事務の範囲の欄に掲げる事務を処理することを命じます。
- 2 あなたの会計機関の事務を代理する者としての義務及び責任は、国立大学法人上越教育大会計規則第56条に規定するところによります。
- 3 あなたは、これらのことを確認のうえ、押印してください。

任命する 会計機関名	任命期間	所属・職名	氏 名	事務の範囲	印	備 考
	年 月 日から 年 月 日まで					
摘 要						